

提 案 理 由

第 3 回 （定例会）

筑 後 市 議 会

令和 5 年 9 月 1 日

本日ここに、第3回筑後市議会定例会の開会にあたり、議員各位のご健勝をお慶び申し上げますとともに、日頃のご精励に対し、深く敬意を表する次第であります。

それでは、ただいま上程されました議案第72号から議案第88号まで並びに報告第5号から報告第14号までについて、提案理由の説明を申し上げます。

議案第72号 筑後市職員の定数に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、救急需要の増加や定年引上げに伴う職員の高齢化等の課題に対応するため、消防本部の職員定数を増員し、出動体制の強化を図るものであります。

議案第73号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、こども家庭庁設置法の施行による関係法律の一部改正等に伴い、引用する条例をまとめて、国の所管の変更等、所要の改正を行うものであります。

議案第74号 筑後市火災予防条例の一部を改正する条例制定につきましては、国の基準の改正に伴い、蓄電池設備及び固体燃料を使用する火気設備等について基準を見直し、所要の改正を行うほか、文言の整理を行うものであります。

議案第75号 令和5年度筑後市一般会計補正予算（第6号）について申し上げます。

今回の補正予算は、5,316万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を250億365万9千円とするものであります。

歳出予算について申し上げます。

第2款 総務費の広報広聴に要する経費は、物価高騰に伴う紙単価の上昇などにより、広報ちくご発行に係る印刷製本費を増額するものであります。

庁舎管理に要する経費は、庁舎建設事業の再開に向け、発注者支援業務委託料のほか、関係経費を計上するものであります。

空き家対策に要する経費は、老朽危険家屋等除却促進事業に

ついて、補助対象件数が当初の想定を上回る見込みから、補助金を増額するものであります。

電子計算事務に要する経費は、基幹系システムの標準化に向けた作業を前倒しで実施することとしたため、業務委託料を増額するものであります。

還付及び加算金は、法人市民税の確定申告による還付金が当初予算額を上回る見込みとなったため、不足する還付金を増額するものであります。

徴収事務に要する経費は、令和6年度から個人住民税及び国民健康保険税の納付書に地方税統一二次元コードを印字することとなったため、関係システムの改修委託料を計上するものであります。

賦課事務に要する経費は、令和6年度から導入される森林環境税及び個人住民税特別徴収税額の電子的通知に対応するため、システム改修委託料を計上するものであります。

第3款 民生費の自立支援給付に要する経費及び高齢者福祉に要する経費は、電気料金、ガソリン代、食材費等の価格高騰の影響を受けている市内の障害福祉及び介護サービス事業所等のうち、県の支援事業の対象外となった事業所等に支援金を支給するものであります。

介護保険特別会計（保険事業勘定）繰出金は、令和4年度決算の確定に伴い減額を行うものであります。

子どものための教育・保育給付等事業に要する経費は、県の補助事業を活用し、電気料金、ガソリン代等の価格高騰の影響を受けている保育所等に対し、補助金を交付するものであります。

生活保護事務に要する経費は、国が毎月実施している被保護者調査について、令和6年4月から調査項目が追加されることとなったため、システム改修委託料を計上するものであります。

第6款 農林水産業費の筑後市元気な農業づくり推進事業

に要する経費は、県の新規就農者育成総合対策事業の内示を受け、1経営体に対する補助金を計上するものであります。

水路改良事業に要する経費は、令和5年6月及び7月に発生した豪雨により被災した水路について、緊急に護岸整備を行う必要があるため、工事請負費のほか、関係経費を増額するものであります。

クリーク対策事業に要する経費は、令和5年度の緊急浚渫事業の実施箇所の一部において、土砂堆積量が想定以上に多くなっていることを受け、流下能力の確保等のため工事請負費を増額するものであります。

第8款 土木費の地域活性化自動車運営事業に要する経費は、古川校区コミュニティ協議会から新たにコミュニティ自動車の運行要望が出されたことを受け、運行に必要な車両購入費のほか、関係経費を計上するものであります。

第10款 教育費の奨学事業に要する経費は、受領した寄附金を活用し、筑後市奨学会への補助金を増額するものであります。

第11款 災害復旧費の災害復旧に要する経費は、今後の大雨等による災害復旧に備えるため、工事請負費を増額するものであります。

以上の経費の財源として、国・県支出金、寄附金、繰越金を充てております。

繰越明許費補正は、新たに購入するコミュニティ自動車について、年度内の納入が難しいことが見込まれるため、翌年度に繰り越すものであります。

債務負担行為補正は、翌年度以降にまたがる庁舎建設事業に係る発注者支援業務等の委託料3件のほか、令和6年度からの受託事業者を選定する必要がある、水田学童保育所・筑後南学童保育所運営委託料であります。

議案第76号 令和5年度筑後市介護保険特別会計（保険事

業勘定)補正予算(第1号)について申し上げます。

今回の補正は、9,449万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額を43億6,229万8千円とするものであります。

歳出予算について申し上げます。

第5款 基金積立金の介護給付費中期財政調整基金積立金は、令和4年度決算に伴う剰余金を基金に積み立てるものであります。

第7款 諸支出金の国県支出金等返還金は、令和4年度介護給付費などの確定に伴う国及び県負担金返還のため、増額するものであります。

以上の経費の主な財源として、繰越金を充てております。

議案第77号 令和4年度筑後市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第84号 令和4年度筑後市地方独立行政法人筑後市立病院貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてまでは、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見及び同条第5項に規定する主要な施策の成果を説明する書類を付して認定をお願いするものであります。

議案第85号 令和4年度筑後市水道事業会計剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和4年度末未処分利益剰余金を処分するもので、減債積立金3,584万1,486円、建設改良積立金6,091万5,542円を計上し、翌年度繰越利益剰余金を6億3,956万4,517円とするものであります。

また、同会計の決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付して認定をお願いするものであります。

議案第86号 令和4年度筑後市下水道事業会計剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和4年度末未処分利益剰余金を処分するもので、資本的収支不足額の補填財源を1億148万2,481円、減債

積立金を5,309万2,057円とするものであります。

また、同会計の決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付して認定をお願いするものであります。

議案第87号 財産の処分につきましては、県営筑後広域公園計画地内に存在する市の所有地について、令和4年度に引き続き福岡県より当該地購入の申出を受け、売却することとしたもので、当該地面積が5千平方メートルを超えることから、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第88号 市道路線の廃止及び認定につきましては、県営筑後広域公園事業に伴い、市道として公共の用に供する必要がなくなったことなどから、6路線を廃止し、終点を改めた3路線を新規路線として認定するものであります。

報告第5号 専決処分（損害賠償の額を定めること）につきましては、派遣職員が資源ごみ収集・運搬業務中に、八女西部リサイクルプラザ工場棟において、公用車を駐車するため後退しようとしたところ、誤操作により前進し、施設入口の柱へ衝突し損害を与えたもので、相手方と示談が成立し、損害賠償の額を専決処分したので、報告するものであります。

報告第6号 令和4年度筑后市国民健康保険高額療養資金貸付基金の運用状況について、及び報告第7号 令和4年度筑后市介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金の運用状況につきましては、地方自治法第241条第5項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告するものであります。

報告第8号 令和4年度健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告するものであります。

報告第9号 令和4年度資金不足比率につきましては、地方

公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告するものであります。

報告第10号 筑後市土地開発公社の経営状況について、報告第11号 筑後市文化振興公社の経営状況について、及び報告第12号 地方独立行政法人筑後市立病院の経営状況につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和4年度の経営状況を報告するものであります。

報告第13号 地方独立行政法人筑後市立病院の業務実績に関する評価結果につきましては、地方独立行政法人法第28条第5項の規定に基づき、令和4年度の評価結果を報告するものであります。

報告第14号 地方独立行政法人筑後市立病院の第3期中期目標期間に係る業務実績に関する評価結果につきましては、地方独立行政法人法第28条第5項の規定に基づき、評価結果を報告するものであります。

以上が議案の大要であります。慎重ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。